

(別紙)

電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）に対する御意見の概要

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>別紙6の「非化石電源に係る電気に相当するものの量の温室効果ガスの量」の評価にあたっては、非化石電源が代替する電源（化石電源）の係数を用いて評価すべきであり、固定価格買取調整二酸化炭素排出量の評価方法とは異なる考え方をすべきである。</p> <p>このため、表11の非化石電源二酸化炭素削減相当量の算定式では、「全国平均係数」と表示されているが、「経済産業省が公表する数値」と修正すべきである。</p> <p>また、これらに伴い、P29使用端調整後排出係数の算定式および表12の固定価格買取調整電力量の算定式についても、見直す必要がある。</p> <p>加えて、表11の非化石電源二酸化炭素削減相当量の算定式における排出係数設定の考え方は、非化石市場の公平性確保という観点からも、十分な検討をお願いしたい。</p>	<p>現行の排出係数制度において、FIT電気については火力発電による電気なども含めた全国平均のCO2排出量をもった電気として扱われております。</p> <p>この点、非化石価値取引市場の開設当初は、FIT電気由来の証書取引を先行して開始することとしているため、この証書が持つCO2排出削減効果については、現行のFIT電気に係る排出係数の考え方を踏まえ、「非化石電源に係る電気に相当するものの量の温室効果ガスの量」の評価及び固定価格買取調整電力量の算定式等についても、現行の取扱と合わせることにしました。</p> <p>なお、御指摘の低炭素投資を促進し、温室効果ガスの排出削減を推進する観点からベースライン（その対策を実施しなかった場合）との比較で評価すること等については、2019年度を目途にすべての非化石電源（原子力や大型水力等の非FIT電気含む）を証書取引の対象とすることを検討しており、その際、非FIT電気由来の証書が持つ排出原単位の在り方やその評価等を含め、改めて議論することとしております。</p>

<p>2</p>	<p>FIT制度はエネルギー革新戦略において「賦課金負担に応じた全需要家への環境価値の帰属」と整理されてきたが、今回の見直しでは、FIT電気の環境価値が非化石証書を購入した小売事業者に全て帰属することとなる。見直し後は、需要家がFIT賦課金負担に応じた環境価値（ゼロエミ）を享受できなくなる可能性があることから、制度の変更について、需要家のみなさまに対して国として丁寧かつ分かりやすく説明をしていただきたい。</p> <p>高度化法における小売事業者の非化石電源比率目標達成の後押しが非化石価値取引市場創設の本来の目的であるにも関わらず、証書に付随するゼロエミ価値の確保を主目的として過度な取引が行われた場合には、本来の趣旨を歪める懸念がある。また、小売事業者としてこれまでと同等の環境価値を確保する場合、追加的なコスト負担が不可避であり、これまでの制度を前提に環境価値の確保を計画してきた事業者にとって、計画の見直しや追加的なコスト負担等の影響が大きい。今後の非化石価値取引市場の詳細な制度設計にあたっては、制度創設の趣旨を十分踏まえるとともに、事業者間の公平な競争の確保および需要家を含めた適正な増分コスト負担のあり方等について、慎重な議論をお願いしたい。</p>	<p>御指摘の今回の整理によって、今後は賦課金負担に応じた全需要家に対するゼロエミ価値の分配・調整は行われなくなることになること等について、国・事業者は需要家に対し丁寧に説明することが求められると認識しております。</p> <p>また、今後の非化石価値取引市場の詳細な制度設計については、本係数検討会で議論されるものではありませんが、御意見については今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
<p>3</p>	<p>今回の改正では、グリーン証書の「所内消費されている電力分の電力及び熱」に関する証書は、ダブルカウントの恐れがないため、CO2排出係数計算時に活用できるものとしている。現在発行されているグリーン証書には「所内消費分」「系統電力分」を分ける表示がないと理解している。本改正で対象とするものを、過去分含めどう識別し、チェックを行うのがイメージできない。</p>	<p>現在発行されているグリーン証書については、その由来する電気及び熱が所内消費によるものか、系統電力又は熱供給事業に供給されている熱量によるものかは認証団体において識別されています。したがって、過去分を含め所内消費されたもののうち、グリーン証書として発行されたものは識別可能となっています。</p>
<p>4</p>	<p>非化石価値は、非化石証書にしか付与されないという整理で議論が進められているが「J-クレジット（旧J-VER分）」「グリーン電力証書」「RPS」にも非化石価値が存在していないだろうか？また、価値化されていない家庭用自家消費分の再エネ由来非化石価値はどういう扱いになるのか？</p>	<p>いただきました御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

5	<p>みなしFIT電力量算定方法の検証が2/28検討会資料P31だけでは検証になっていないのではないかと？（取引所からの電力調達分に含まれるFIT割合は今後増えるわけで、P31試算で述べている「影響は小数第3位」で今後も収まるかの議論がなされていない。）この結果を持って、この手法が妥当であるとするのは早計ではないか？</p>	<p>今回の整理の妥当性等については今後の取引所取引の実態等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。</p>
6	<p>非化石証書は翌年に持ち越せない整理となっている（2/28検討会資料P35）。その理由は非化石比率算定を単年度内で完結させるためである。しかし、非化石証書の持つ別の価値（CO2ゼロ価値等）は国内温対法届出等利用目的であり、他制度（J-クレジットやグリーン電力証書）と同じく次年度に持ち越してもおかしくない。つまり、「非化石」に縛られ、期限付きのCO2ゼロ価値になるため、CO2低減に焦点を当てると他制度より価値を逸する結果になっていないか？</p>	<p>非化石電源の価値については、昨年度電力システム貫徹のための政策小委員会 市場整備ワーキンググループにおいて議論されており、電力システム貫徹のための政策小委員会中間とりまとめにおいても、ゼロエミ価値については、「そもそも全ての非化石電源はCO2排出量がゼロであることに鑑み、非化石価値と同時にゼロエミ価値が移転されるものと整理する。」、環境表示価値については、「非化石証書によって加算された非化石比率やオフセットされた排出係数に関しては、その付加価値を需要家に訴求することは可能とする。」と記載されており、いずれの価値も非化石価値に付随する価値として整理をされております。</p>
7	<p>年間電力販売量5億kWh未満の電気事業者にとって、CO2排出係数低減の目的でいえば、3つの価値をもつ非化石証書は不要で、他制度証書で足りる。しかし、非化石証書の流通量が圧倒的になる見通しであり、場合によっては3つの価値をもつ非化石証書が最も安価な証書となる可能性も否定できない。この場合、他制度証書の価格も「連れ安」となり、他制度での推進にブレーキがかかることにならないか？</p>	<p>御意見は今回の本通達の改正事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>「非化石電源に係る電気に相当するものの量の温室効果ガス量」による調整は、調整後排出係数算定において行われているが、実（基礎）排出係数算定の段階で行うよう変更すべきである。</p>	<p>本通達において実（基礎）排出係数とは、電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、算定省令別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量（t-CO2）を当該電気事業者が供給（小売り）した電力量（kWh）で除して算出すると定義しており、一般的に物理的な排出量を表す指標とされています。したがって、いわゆるオフセットクレジット等による調整は調整後排出係数算定の段階で行うこととしています。</p>

9	「料金メニューに応じた排出係数（メニュー別排出係数）」は、調整後排出係数の一形態であるが、国内及び海外認証排出削減量の調整がおこなわれていない実（基礎）排出係数の形態としての排出係数（メニュー別基礎排出係数）についても算出して、公表するように変更すべきである。	御意見は今回の本通達の改正事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
10	実（基礎）排出係数については、実（基礎）二酸化炭素排出量を販売電力量で除して算出しているが、発電電力量で除して算出するように変更する。また、同様に、調整後排出係数の算定においても、調整後二酸化炭素排出量を発電電力量で除して算出するように変更する。	御意見は今回の本通達の改正事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。